

参考（外務省海外安全ホームページ海外への渡航・滞在にあたっての危険情報）

(1) 「危険情報」に基づく判断

- ① 「十分注意してください」（注：この取扱い方針において「危険度1」という。）  
・・・その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。
- ② 「不要不急の渡航は止めてください」（注：この取扱い方針において「危険度2」という。）  
・・・その国・地域への不要不急な渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。
- ③ 「渡航は止めてください（渡航中止勧告）」（注：この取扱い方針において「危険度3」という。）  
・・・その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください（場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります）。
- ④ 「退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」（注：この取扱い方針において「危険度4」という。）  
・・・その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。

(2) 「感染症危険情報」に基づく判断

- ① 「十分注意してください」（注：この取扱い方針において「危険度1」という）  
・・・特定の感染症に対し、国際保健規則（IHR）第49条に規定する緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、渡航に危険が伴うと認められる場合等。
- ② 「不要不急の渡航は止めてください」（注：この取扱い方針において「危険度2」という。）  
・・・特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、同第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出される場合等。
- ③ 「渡航は止めてください（渡航中止勧告）」（注：この取扱い方針において「危険度3」という。）  
・・・特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、同第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出され、WHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合等。
- ④ 「退避してください。渡航は止めてください（退避勧告）」（注：この取扱い方針において「危険度4」という。）  
・・・特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、同第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出され、WHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合で、現地の医療体制の脆弱性が明白である場合等。